

令和7年第4回定例会（令和7年12月17日）

総務企画消防委員会委員長（三重 忠昭 委員長）

去る12月5日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第98号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第4号)」関係部分ほか11件について、委員会を開会し、慎重に審議をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第98号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第4号)」関係部分ほか3件の予算議案についてあります。

政策企画課関係部分では、ふるさと納税の利用拡大や宿泊関係の寄附額が増加したことに伴い、歳入で湯のまち別府ふるさと応援寄附金を1億9,183万9,000円計上すること、また、歳出において、寄附の受付から返礼品の配送までに係る一連の経費について、当初の予算額を上回ったことにより、関係経費の追加額を計上すると説明がありました。

委員から、ふるさと納税などの寄附を活用している事業について質疑があり、別府の魅力を活かす観光資源や温泉、環境整備などの事業に充てていると答弁がありました。

また、別の委員からふるさと納税の返礼品に関する質疑があり、当局から、昨年度は、宿泊関係や入浴剤など、別府ならではの品が返礼品として多くの希望をいただいたとの答弁がありました。

続きまして、財政課関係部分では、競輪事業の売上増加に伴い、歳入として競輪事業収入3億3,000万円を計上し、歳出では、競輪事業収入のうち、1億円を「べっぴ未来共創基金」に積み立て、残りを来年度の給食費保護者負担軽減事業の財源として「別府市財政調整基金」に積み立てるとの説明がありました。

最後に職員課関係部分では、民間給与との格差を埋めるため、今年度の大分県人事委員会勧告に準じた給与などの関係経費を計上するとの説明がありました。

「議第99号 令和7年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」、「議第100号 令和7年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」及び、「議第101号 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」関係部分についても同様の説明がなされた次第であります。

委員から、人件費等の増額追加計上がある中、特別会計において、減額補正となっていることについて質疑があり、当局から育児休業取得者による職員の減少などが要因であると答弁がありました。

以上4件の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に5件の条例議案及び3件のその他議案の審査についてであります。

初めに、「議第103号 別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について」では、昨今の物価の変動などを鑑みて、公職選挙法施行令の一部が改正されたことから、この改正主旨に準じて選挙運動用ポスターや選挙運動用ビラの印刷費の公費負担限度額の改定を行うため条例を改正すると説明がありました。

委員から、他に条例で定められている公費負担の内容や今後、関係条例等の見直しに関する質疑があり、当局から選挙運動用自動車、運転手や燃料費などについても公費負担の対象であることや今後も関係法令が改正された際は適宜、見直しを行うとの答弁がありました。

次に、「議第104号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」では、閣議決定により、国の特別職に準じて、市長、市議会議員をはじめとする特別職の期末手当の支給率を改正すること。また、「議第105号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について」では、大分県人事委員会勧告等に基づき、一般職の給料表及び期末勤勉手当の改定に伴う関係条例を改正すると説明がありました。

続きまして、「議第106号 住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」では、令和8年1月に実施する住居表示に伴い、対象区域内に設置している小学校などの公の施設の位置を改めるなど、関係条例を整備するため条例を制定するものと説明がありました。

次に、「議第116号 別府市火災予防条例の一部改正について」では、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときに林野火災に関する注意報を発することができるなど、火災予防上必要な措置の見直しがされたことに伴い、条例を改正するものと説明がありました。

委員から注意喚起などの周知方法について質疑があり、当局から火入れなど屋外で火を使用する際に届け出を提出していただくが、その際に注意喚起を促すとの答弁があり、委員から火入れなどの際に提出していただく届け出や今回の林野火災に関する注意喚起なども含めて今後も、周知徹底を行っていただきたいとの意見がなされた次第であります。

続きまして、「議第117号 指定管理者の指定について」では、内竈自治会に令和8年4月1日から5年間、別府市内竈コミュニティーセンター及び内竈多目的広場の管理を行わせるとの説明がありました。

委員から指定管理者からの収支報告書などに関する質疑があり、当局からガイドラインで示されている標準例に沿って収支報告書など提出していただくとの答弁がありました。

続きまして、「議第126号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について」では、大分市南部スポーツ交流ひろばを本

市の住民の利用に供させることについて、関係法令等に基づき、議会の議決を求めるとの説明がありました。

最後に、「議第 128 号 字の区域及びその名称の変更について」では、令和7年9月定例会において、住居表示を実施する市街地の区域及び住居表示の方法について議決した通称馬場等12町の名称の変更について議決を求めるとの説明がありました。

委員から、住居表示の進捗状況について質疑があり、令和8年1月実施分終了時点で、およそ 75%、今定例会で提出した 12 町の名称変更後は、およそ 85%完了することになると答弁がありました。

以上、5件の条例議案及び3件のその他議案におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。何卒、議員各位のご賛同をお願いいたします。